



平成24年6月20日

各 位

会 社 名	株式会社パスコ
代表者名	代表取締役社長 目崎 祐史 (コード: 9232 東証第1部)
問合せ先	取締役 経営管理部長 重盛 政志 (TEL 03-5722-7600)
親 会 社	セコム株式会社(コード:9735)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成24年3月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

平成24年5月8日付「第三者委員会による調査報告書(中間報告)の公表について」にてお知らせいたしましたとおり、平成23年10月に支払ったソフトウェア関連支出を当社が資産計上したことに係る会計処理について、当該ソフトウェア関連支出は、過去の当社によるソフトウェアの不正利用に関する損害賠償を内容とする和解金の支払いであり、ソフトウェアとしての資産性は無く特別損失に計上すべきものとの調査結果を受け、当社は当該ソフトウェア関連支出を和解金として特別損失に計上することといたしました。なお、第三者委員会による調査報告書(最終報告)を、平成24年5月21日に受領し、上述以外の会計に重要な影響を与えるような不正利用ソフトウェアの存在は確認されませんでした。また、本件調査の範囲内において、本件以外に不適切な会計処理や誤計上は認められておりません。

これにより当社は、当該会計処理の決算への影響を調査し、第63期(平成23年3月期)第3四半期から第64期(平成24年3月期)第1四半期までの四半期報告書、有価証券報告書については、偶発債務として注記することとし、第64期(平成24年3月期)第2四半期及び第3四半期の四半期報告書については決算訂正し、各訂正報告書を提出いたしました。

当該会計処理が行われた原因は、当社の全社的な内部統制において、適正な会計処理及び開示に対する意識が不足していたこと、取締役会に対して適切かつ十分な情報の伝達が不足していたことの不備によるものであり、更に全社的観点で評価する決算・財務報告プロセスにおいて、経理部門役職員が、本件のような非定型取引における会計処理にあたって備えておくべき、取引の実質的内容を重視することに対する理解及び姿勢が不十分であったこと、非定型取引における会計処理であることにも関わらず適切な社内協議や社外専門家への協議を経ずに処理を行ってしまったことの不備によるものであります。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の事実は、当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することが出来ませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、この財務報告に係る開示すべき重要な不備の再発防止を図るため、第三者委員会の提言をふまえて、以下の是正措置を講じ、翌事業年度以降内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

当社は、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するための措置を以下のように考えております。

- (1) 適正な会計処理及び開示に対するコンプライアンス意識及びリスク管理意識の徹底
- (2) 取締役会に対する説明内容の充実
- (3) 経理部門役職員における会計に対する理解・姿勢の強化
- (4) 監査法人に対する報告・外部会計専門家への相談体制の整備

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務報告上の影響額は、決算過程で適正に修正しており、すでに発表しております平成24年3月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上